



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

大阪労働局

Press Release

岸和田労働基準監督署発表
令和 7 年 7 月 22 日

担	令和 7 年 7 月 22 日 岸和田労働基準監督署
当	電話 072-498-1012

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

(無資格者にフォークリフトの運転業務を行わせた疑い)

令和 7 年 7 月 22 日、岸和田労働基準監督署（署長 ^{あさだ} 浅田 ^{まさひこ} 雅彦）は、マルキ産業株式会社及び同社の代表取締役を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

- (1) マルキ産業株式会社（以下「被疑会社」という。）
本店所在地 大阪府阪南市自然田
事業内容 繊維業
- (2) 同社代表取締役 A（以下「被疑者 A」という。）

2 違反条文等（別紙参照）

被疑会社、被疑者 A とともに、
労働安全衛生法違反
同法第 61 条第 1 項
労働安全衛生法施行令第 20 条第 11 号
労働安全衛生規則第 41 条
労働安全衛生規則別表第 3
同法第 119 条第 1 号（罰則）
同法第 122 条（両罰）

3 事件の概要

被疑者Aは、被疑会社の代表取締役として、同社の業務全般を統括掌理するとともに労働者の安全を管理する者ですが、令和6年11月14日、大阪府岸和田市山直に所在する同社工場において、法令の定める資格を有していない労働者Bに、最大荷重 1.55 トンのフォークリフトの運転の業務を行わせた疑いがあるものです。

4 参考事項

- (1) 労働安全衛生法では、最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転の業務については、技能講習の修了等法定の資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならないと定められていますが、労働者Bは法定の資格を有していない疑いがあるものです。
- (2) 適用法条文は別紙のとおり。

適用法条文

労働安全衛生法

(就業制限)

第六十一条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

(罰則)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

(両罰)

第二百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生法施行令

(就業制限に係る業務)

第二十条 法第六十一条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

十一 最大荷重(フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の荷重をいう。)が一トン以上のフォークリフトの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務

労働安全衛生規則

(就業制限についての資格)

第四十一条 法第六十一条第一項に規定する業務につくことができる者は、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ、同表の下欄に掲げる者とする。

別表第三 (第四十一条関係)

業務の区分	業務につくことができる者
令第二十条第十一号の業務	一 フォークリフト運転技能講習を修了した者 二 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第二の訓練科の欄に定める揚重運搬機械運転系港湾荷役科の訓練(通信の方法によつて行うものを除く。)を修了した者で、フォークリフトについての訓練を受けた者 三 その他厚生労働大臣が定める者